

難聴・言語障害教育における幼児担当者の実態

久保山 茂樹

(国立特殊教育総合研究所)

はじめに

筆者らは、これまでに行った教員への調査や文献研究によって、難聴・言語障害教育における幼児対応について、その利点や課題、幼児対応機関の設置形態や幼児担当者の配置状況等の実態を検討してきた。その結果として、難言教育における幼児対応のほとんどが小学校教諭による教育的サービスによって行われており、幼児担当者が配置された機関での対応は少ないことなどがわかった。しかし、幼児担当者の実態については、全国的に調査した資料がなく不明なことも多かった。そこで、本研究では、国立特殊教育総合研究所が平成 13 年度に実施した悉皆調査である「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」の結果から、幼児担当者の所属や職種等の実態について検討したので報告する。

1. 調査の概要

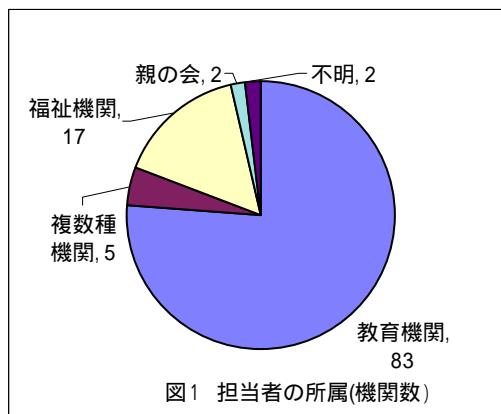
(1) 「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」

調査対象は全国の難言学級及び難聴言語障害通級指導教室の設置校・園・センター等であった。平成 13 年 9 月に調査用紙を発送し、同年 12 月上旬までに回収を終了した。発送総数は 1883 のうち、総回答数は 1154 あり、発送総数に対する回収率は 61.3%であった。

(2) 幼児指導に関する基本資料

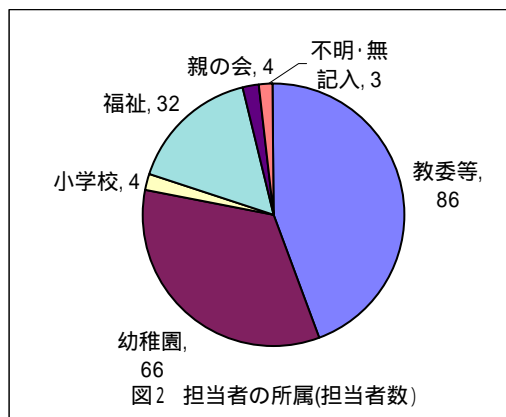
総回答数 1154 の学校・幼稚園等で教育相談や指導を受けている幼児の総数は 3395 名であった。ここで、幼稚園等の幼児専門機関と幼児担当者（幼児担当として配当された市町村職員・保育士等）がいる小学校を「幼児担当者あり」それ以外を「幼児担当者なし」とすると、3395 名の幼児のうち、「幼児担当者あり」で指導を受けた幼児は 1149 名、「幼児担当者なし」で指導を受けた幼児は 2149 名であった。

全国 47 都道府県のうち、「幼児担当者あり」の機関が存在するのは 21 の道県であった。地域別内訳は北海道・東北 4、関東 4、中部 3、近畿 2、中国・四国 6、九州・沖縄 2 であった。機関数は 109 で、そのうち、幼稚園等単独の幼児機関が 13（幼稚園 11、教委等が設置 2）、小学校等に併設された機関が 96（小学校内 94、園・校外に設置 2）であった。また、これらの機関に勤務する幼児担当者は 195 名であった。



2. 幼児担当者の所属

幼児担当者の所属について自由記述で回答を求めた。まず、全 109 機関について機関ごとの幼児担当者の所属を「教育機関」「福祉機関」「複数種機関」「親の会」と「不明」に分類し、その結果を図 1 に示した。数字は回答機関数である。「教育機関」とは、教育委員会等 49 (県教委 1、市町村教委 44、市町村教委内の教育研究所 4) 幼稚園が 32、小学校が 2 であり、合計 83 機関で全体の 76%であった。次に、「福祉機関」は 17 機関で、内訳は市役所・町村役場(社会福祉課、児童福祉課、健康介護福祉課等、市町村によって所属名称は様々である)16、と社会福祉協議会 1 であった。「複数種機関」とは教育機関所属の職員と福祉機関所属の職員の両方の職員が所属する機関で 5 機関あった。「親の会」の 2 は、同一の市内の 2 校の親の会が運営している教室である。

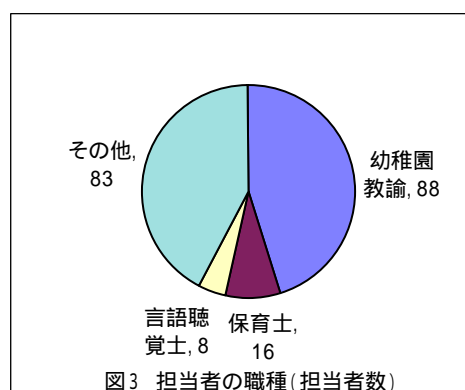


このように、全体の 4 分の 3 の機関が教育機関に所属する職員を配置しているが、福祉機関や親の会など教育機関以外に所属する担当者を配置している機関も多く存在することがわかった。

次に、全職員 195 名について、それぞれの所属を分類し図 2 に示した。数字は人数である。「教委等」が 86、「幼稚園」が 66、「小学校」が 4、「福祉」が 32、「親の会」が 4、「不明」が 3 という結果であった。「教委等」「幼稚園」「小学校」を合わせた教育機関所属の職員 156 人で、全体の 80%を教育機関所属の職員が占めている。

3. 幼児担当者の職種

幼児担当者の職種について、選択(選択肢:「幼稚園教諭」「保育士」「言語聴覚士」「その他(自由記述)」)によって回答を求めた。全職員 195 名についてそれぞれの職種を分類した結果を図 3 に示した。数字は担当者数(人数)である。選択肢別では「幼稚園教諭」が最も多く 88、続いて「その他」が 83、「保育士」が 16「言語聴覚士」が 8 であった。ここで、「その他」に自由記述で記された職種について検討すると、数の多い順に「専門職名ではないもの」「教諭等」「教諭以外の専門職」「無記入」の 4 種に分類できた。「専門職名ではないもの」とは嘱託(14; かつこ内の数字は人数、以下同じ)、技師(4)、非常勤職員(3)、技術員(2)で合計 23 名あった。「教諭等」とは元教諭(7)、小学校教諭(幼児担当)(4)、教諭補助員(3)、講師(3)、幼児言語教諭(3)で合計 20 名であった。「教諭以外の専門職」とは、言語指導員(8)、指導員(4)、指導主事(2)、ことばの教室専門員、教育相談員、言語療育指導員、障害児教育専門員、臨床言語士(以上各 1)で合計 19 名であった。「無記入」とは、職種欄は無記入で人数のみ記された職員で、21 名であった。以上のように選択肢「その他」に記された職種は非常に多様で全部で 17 種類であった。このように、幼児担当者の職種は、



幼稚園教諭、保育士、言語聴覚士以外に、機関によって様々な名称で呼ばれていることが明らかになった。

4．幼児担当者の勤務形態

幼児担当者の勤務形態について、選択（選択肢：「常勤」「非常勤」）によって回答を求めた。その結果、全職員 195 名のうち、「常勤」が 138 名、「非常勤」が 55 名、無記入が 2 名であり、全体の 71% が常勤であり 28% が非常勤であった。次に機関別に検討し、109 機関それぞれの幼児担当者の勤務形態について 3 種に分類した結果を図 4 に示した。「常勤職のみ」の機関が 64、「常勤＋非常勤」の機関が 12、「非常勤職のみ」の機関が 32、「無記入」の機関が 1 であった。常勤職がいる機関が全体の 70%、非常勤職のみの機関が 29% であった。なお、非常勤のみの機関はいずれも小学校内に設置されており、常勤職である小

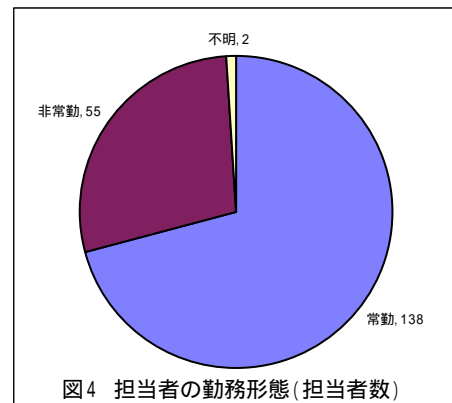


図4 担当者の勤務形態(担当者数)

学校教諭とともに勤務している。

5．幼児対応機関の設置形態と幼児担当者の配置

本稿で取り上げた 109 機関について、設置形態（幼児機関として単独設置か否か）設置場所と幼児担当者の所属という 3 点で分類し、それぞれの幼児担当者の職種を整理した結果を表 1 に示した。以下にその 7 分類について記す。

(1) 幼児対応単独の機関

幼稚園内に設置：幼児担当者は、設置幼稚園に所属する幼稚園教諭である。「幼稚園ことばの教室」等、設置園の名称がついている。

教育研究所等に設置：幼児担当者は、設置市町村の教育委員会に所属する指導主事か専門員である。「市幼児言語教室」「幼児おはなしの部屋」等特定の幼稚園や小学校の名称を含まない名称である。

(2) 小学生の教室と併設する機関

小学校内に設置：以下の a から d の 4 種類がある。

a：幼児担当者は設置校の市町村教育委員会の所属で、職種は幼稚園教諭、言語聴覚士、その他である。

b：幼児担当者は設置校近隣の市町村立幼稚園の所属する幼稚園教諭である。

c：幼児担当者は設置校の市町村の福祉課等の所属で、職種は保育士、その他である。

d：幼児担当者は設置校の難言学級・教室の親の会が運営する教室に所属し、職種は幼稚園教諭か保育士である。

以上のうち、a, b, c は「小学校ことばの教室」のように設置校の名称そのままか、「小学校ことばの教室幼児部」のように設置校名に幼児部等をつけた名称か、「市ことばの教

室」のように対象児を表記せず市町村全体の教室としての名称かのいずれかである。dは「幼児のためのことばの教室」という名称である。

市町村機関に設置：幼稚園や小学校ではなく、市町村公民館等の機関内に設置された教室で、同一機関内に小学生を対象とする教室を併設している。幼児担当者は市町村教育委員会か幼稚園に所属する幼稚園教諭かその他の職員である。「市ことばの教室」のように対象児を限定せず市町村全体の教室としての名称である。

表1 幼児指導機関の設置形態と担当者

設置形態	設置場所	幼児担当者の所属	幼児担当者の職種
幼児単独	幼稚園内	設置幼稚園	幼稚園教諭
	教育研究所等	設置機関の市町村教育委員会	その他（指導主事・専門員）
小学生の教室と併設	小学校内	設置校の市町村教育委員会	幼稚園教諭・言語聴覚士・その他
		設置校近隣の市町村立幼稚園	幼稚園教諭
		設置校と同じ市町村の福祉課等	保育士・その他
		親の会が運営する幼児の教室	幼稚園教諭・保育士
	市町村機関	設置機関と同じ市町村教育委員会・幼稚園	幼稚園教諭・その他

おわりに

本稿では、国立特殊教育総合研究所が実施した全国調査結果の一部から難言教育における幼児対応の担当者の実態について報告した。幼児担当者の所属や職種は非常に多様であったが、それは、換言すれば、柔軟で多様な形態で幼児担当者を配置した幼児対応が可能であることを示していると言える。今回の調査で明らかになった形態の中には、教育相談や指導が必要な幼児や保護者を目の当たりして、制度に頼ることなく対応を試みてきた実践の結果として生み出されたものも含まれているであろう。中でも、19機関で見られた福祉関係の職員を小学校に配置する形態は特にユニークである。これは、小学校を指導の場とすることで、幼児期と学齢期の相談や指導に一貫性を持たせつつ、福祉サービスの対象となることが多い幼児期は福祉の職員が対応するという形態であり、利用者のメリットを重視し行政の枠組みを越えて取り組まれたものであろう。なお、今回の調査結果では、幼児担当者のうち非常勤職員の割合が少なくなかったが、限られた予算の中で、取り急ぎ幼児対応を開始する必要性に迫られた機関があったことを反映しているのではないかと推測する。

幼児対応を福祉機関が中心に行っている市町村が多いが、必ずしも十分な対応ができていない地区も存在する。ここで取り上げた109の教育機関は、そのような地区において地域の求めに応じてそれぞれの形態で幼児対応を実施してきたものと思われる。福祉機関の有無やその機能などによって、地域の難言教育機関である通級指導教室に求められる幼児対応のあり方は様々である。それゆえに、地域の幼児に関する的確な実情把握とそれにふさわしい幼児対応の形態や方法の追求が幼児担当者には、求められている。